

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月14日
【四半期会計期間】	第105期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	愛知製鋼株式会社
【英訳名】	AICHI STEEL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 安川 彰吉
【本店の所在の場所】	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地
【電話番号】	(052)603 9227
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 知野 広明
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 愛知製鋼株式会社 東京支店
【電話番号】	(03)3211 2251
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼総務・調査グループマネージャー 斎田 芳久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第2四半期連結 累計期間	第105期 第2四半期連結 会計期間	第104期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	131,905	67,435	253,462
経常利益(百万円)	3,635	2,615	9,332
四半期(当期)純利益(百万円)	2,200	1,563	5,692
純資産額(百万円)	-	126,392	128,155
総資産額(百万円)	-	257,914	264,048
1株当たり純資産額(円)	-	616.37	624.49
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	11.22	7.97	29.00
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	10.15	7.21	26.23
自己資本比率(%)	-	46.89	46.40
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,145	-	16,078
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,969	-	18,190
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	874	-	3,072
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	22,099	30,491
従業員数(人)	-	4,501	4,539

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	4,501 (463)
---------	-------------

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数（パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含む）は、当第2四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	2,347
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高（百万円）
鋼材事業	49,716
鍛造品事業	25,834
電磁品事業	989
その他事業	1,986
合計	78,527

(注) 1 セグメント間取引については、内部振替前の金額によっております。

2 金額は、販売価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における鋼材事業・鍛造品事業の受注状況を示すと、次のとおりであります。

なお、電磁品事業及びその他事業は見込生産を行っております。

事業の種類別セグメントの名称	受注高（百万円）	受注残高（百万円）
鋼材事業	40,899	21,888
鍛造品事業	23,288	24,042

(注) 1 セグメント間の内部受注金額は、消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高（百万円）
鋼材事業	39,562
鍛造品事業	25,727
電磁品事業	974
その他事業	1,171
合計	67,435

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
	販売高（百万円）	割合（％）
豊田通商(株)	17,156	25.4
トヨタ自動車(株)	6,923	10.3

3 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態及び経営成績の分析】

### (1)業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰、米国経済の減速などを背景に、輸出の鈍化、企業収益の減少傾向が顕著となり、景気の減速懸念が一層強まっております。

当社グループをとりまく環境につきましては、主要需要先からの需要減が先行き懸念されはじまりましたが、当社グループの鋼材・鍛造品の生産は引き続き高水準で推移し、鋼材の販売数量は前年同四半期を上回りました。一方、主要原材料である鉄屑の価格は、期初の想定を大きく超える水準まで上昇しました。

このような状況のなかで当社グループは、新設備の投資効果を最大限に発揮させながら、生産性の向上、品質・納期のさらなる改善を進めるとともに、徹底したムダの排除により、「ものづくり力」強化のための基盤整備に取り組んでまいりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間の売上高は、67,435百万円となりました。

利益につきましては、販売価格の改善や原価低減を進めましたが、原材料価格の値上がりなどにより、経常利益は2,615百万円となりました。また、四半期純利益は、1,563百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの売上高は、次のようになっております。

#### 鋼材

当社グループの主力製品であります。当第2四半期連結会計期間の売上高は39,562百万円となりました。

#### 鍛造品

自動車用型打鍛造品が主力製品であります。当第2四半期連結会計期間の売上高は25,727百万円となりました。

#### 電磁品

当社グループのオンリーワン技術が最も発揮されている事業で、将来は中核事業化を目指しております。当第2四半期連結会計期間の売上高は974百万円となりました。

#### その他

子会社によりサービス事業、コンピュータ・ソフト開発等を行っております。当第2四半期連結会計期間の売上高は1,171百万円となりました。

また、所在地別セグメントの売上高は、次のようになっております。

#### 日本

当第2四半期連結会計期間の売上高は59,723百万円となりました。

#### 北米

当第2四半期連結会計期間の売上高は2,639百万円となりました。

#### 欧州

当第2四半期連結会計期間の売上高は319百万円となりました。

#### アジア

当第2四半期連結会計期間の売上高は4,753百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の現金及び現金同等物の期末残高は22,099百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動による資金の増加は2,478百万円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益2,600百万円、減価償却費3,790百万円などによる資金の増加に対し、売上債権の増加3,250百万円、たな卸資産の増加1,943百万円などによる資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動による資金の減少は4,880百万円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出4,870百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動による資金の減少は74百万円となりました。これは、配当金の支払額154百万円などによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、621百万円であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設及び改修の計画は次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
提出会社 知多工場	愛知県 東海市	鋼材事業	製鋼設備 (注)1	25,000	-	自己資金	平成21年 7月	平成23年 4月	(注)2

(注) 1 . ブルーム連続鋳造機の更新であります。

2 . 工事完了後の知多工場の生産能力は平成20年9月と同程度となる見込みであります。ただし、当該設備に  
おける粗鋼鋳造能力は約25%増加する見込みであります。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	476,000,000
計	476,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	198,866,751	198,866,751	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	
計	198,866,751	198,866,751		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権  
< 第1回新株予約権証券 >

株主総会の特別決議日（平成16年6月22日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数（個）	306（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	306,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり503（注）2
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日から 平成23年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 503 資本組入額 252
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は、1個（1,000株）単位で行うことができる。新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任および定年退職または転籍の場合は、退任または退職後1年間は新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

なお、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

< 第2回新株予約権証券 >

株主総会の特別決議日（平成17年6月24日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数（個）	402（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	402,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり630（注）2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 630 資本組入額 315
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は、1個（1,000株）単位で行うことができる。新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任および定年退職または転籍の場合は、退任または退職後1年間は新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

なお、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

会社法第236条、238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権  
 < 第3回新株予約権証券 >

株主総会の特別決議日（平成18年6月22日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数（個）	415（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	415,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり800（注）2
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 800 資本組入額 400
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は、1個（1,000株）単位で行うことができる。新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任および定年退職または転籍の場合は、退任または退職後1年間は新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。 その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

なお、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

< 第 4 回新株予約権証券 >

株主総会の特別決議日（平成19年6月21日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数（個）	470（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	470,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり698（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 698 資本組入額 349
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は、1個（1,000株）単位で行うことができる。新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任および定年退職または転籍の場合は、退任または退職後1年間は新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

なお、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

< 第 5 回新株予約権証券 >

株主総会の特別決議日（平成20年 6 月20日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成20年 9 月30日）
新株予約権の数（個）	455（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	455,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株当たり482（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年 8 月 1 日から 平成27年 7 月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 482 資本組入額 241
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利行使は、1 個（1,000株）単位で行うことができる。新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了または辞任による退任および定年退職または転籍の場合は、退任または退職後 1 年間は新株予約権を行使することができる。新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。 その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により、新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

なお、新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

新株予約権付社債  
旧商法第341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債

第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成18年2月17日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数（個）	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,833,333
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,440
新株予約権の行使期間	平成18年4月3日から 平成23年3月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 1,440 資本組入額 720
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について行使請求することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
新株予約権付社債の残高（百万円）	30,000
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みとする請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 （千株）	発行済株式総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減額 （百万円）	資本準備金残高 （百万円）
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	198,866	-	25,016	-	27,898

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	47,157	23.71
新日本製鐵株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番3号	15,314	7.70
株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地	13,604	6.84
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	5,250	2.64
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	4,915	2.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	4,742	2.38
東和不動産株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	4,617	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,568	1.79
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋三丁目5番12号	3,399	1.71
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,294	1.66
計	-	105,863	53.23

(注) 上記には信託業務に係る株式として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)3,568千株及び日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)3,294千株が含まれております。

(6) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,664,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 195,878,000	195,878	-
単元未満株式	普通株式 324,751	-	-
発行済株式総数	198,866,751	-	-
総株主の議決権	-	195,876	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権2個)含まれております。  
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が953株含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 愛知製鋼(株)	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地	2,664,000	-	2,664,000	1.34
計	-	2,664,000	-	2,664,000	1.34

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	498	544	539	491	479	483
最低(円)	442	446	445	431	422	400

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部によります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	22,025	30,408
受取手形及び売掛金	57,889	53,858
有価証券	244	244
商品及び製品	9,313	7,966
仕掛品	22,640	20,886
原材料及び貯蔵品	12,226	13,103
その他	10,936	11,842
貸倒引当金	152	158
流動資産合計	135,125	138,153
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	1, 2 50,980	1, 2 54,004
その他(純額)	1 40,996	1 39,087
有形固定資産合計	91,977	93,092
無形固定資産	55	39
投資その他の資産	30,755	32,763
固定資産合計	122,788	125,895
資産合計	257,914	264,048

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	31,176	31,865
短期借入金	1,905	1,663
1年内返済予定の長期借入金	1,566	20,977
未払法人税等	767	2,008
引当金	107	244
その他	13,544	14,453
流動負債合計	49,068	71,213
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	30,000	30,000
長期借入金	40,958	21,641
退職給付引当金	8,871	9,008
その他の引当金	851	1,198
その他	1,772	2,832
固定負債合計	82,453	64,679
負債合計	131,521	135,892
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,016	25,016
資本剰余金	27,898	27,898
利益剰余金	64,381	63,161
自己株式	1,610	1,611
株主資本合計	115,686	114,465
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,747	6,171
為替換算調整勘定	499	1,888
評価・換算差額等合計	5,247	8,060
新株予約権	122	99
少数株主持分	5,336	5,530
純資産合計	126,392	128,155
負債純資産合計	257,914	264,048

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
 【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位：百万円 )

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)
売上高	131,905
売上原価	117,443
売上総利益	14,461
販売費及び一般管理費	10,774
営業利益	3,686
営業外収益	
受取利息	144
受取配当金	201
為替差益	190
雑収入	332
営業外収益合計	869
営業外費用	
支払利息	408
固定資産処分損	194
デリバティブ評価損	108
雑損失	209
営業外費用合計	920
経常利益	3,635
特別損失	
減損損失	14
特別損失合計	14
税金等調整前四半期純利益	3,620
法人税、住民税及び事業税	721
法人税等調整額	627
法人税等合計	1,349
少数株主利益	70
四半期純利益	2,200

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
売上高	67,435
売上原価	59,178
売上総利益	8,257
販売費及び一般管理費	5,307
営業利益	2,950
営業外収益	
受取利息	60
受取配当金	46
物品売却益	64
雑収入	97
営業外収益合計	269
営業外費用	
支払利息	213
為替差損	162
雑損失	228
営業外費用合計	604
経常利益	2,615
特別損失	
減損損失	14
特別損失合計	14
税金等調整前四半期純利益	2,600
法人税、住民税及び事業税	390
法人税等調整額	607
法人税等合計	997
少数株主利益	39
四半期純利益	1,563

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	3,620
減価償却費	7,616
減損損失	14
前払年金費用の増減額(は増加)	217
退職給付引当金の増減額(は減少)	121
未払確定拠出年金移行掛金の減少額	353
貸倒引当金の増減額(は減少)	5
受取利息及び受取配当金	346
支払利息	408
為替差損益(は益)	115
有形固定資産売却損益(は益)	11
有形固定資産処分損益(は益)	108
売上債権の増減額(は増加)	4,445
たな卸資産の増減額(は増加)	2,666
仕入債務の増減額(は減少)	622
その他	1,005
小計	3,103
利息及び配当金の受取額	325
利息の支払額	307
法人税等の支払額	1,976
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,145
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の増減額(は増加)	310
有形固定資産の取得による支出	7,734
有形固定資産の売却による収入	20
投資有価証券の取得による支出	0
子会社株式の取得による支出	46
出資金の払込による支出	115
貸付金の回収による収入	217
その他	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,969
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	244
長期借入れによる収入	20,000
長期借入金の返済による支出	20,065
自己株式の取得による支出	1
自己株式の処分による収入	0
ストックオプションの行使による収入	2
配当金の支払額	981
少数株主への配当金の支払額	72
財務活動によるキャッシュ・フロー	874
現金及び現金同等物に係る換算差額	694
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,391
現金及び現金同等物の期首残高	30,491
現金及び現金同等物の四半期末残高	22,099

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品及び仕掛品については主として総平均法による原価法、原材料のうち鉄屑及び合金鉄については移動平均法による低価法、原材料（鉄屑及び合金鉄を除く）及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法によって算定しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、製品及び仕掛品については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）、原材料及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）により算定しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は271百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ65百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行っております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分しております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 有形固定資産の耐用年数の変更	<p>当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。</p> <p>これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ536百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 239,408百万円</p> <p>2 当第2四半期連結会計期間において、国庫補助金等により資産を取得した場合の圧縮記帳の適用により取得価額から直接控除した圧縮記帳額はありませぬ。 なお、国庫補助金等による圧縮記帳累計額は699百万円であります。</p> <p>3 保証債務(銀行借入の保証)</p> <p>ケンタッキー アドバンスト 5百万円</p> <p>フォージ エルエルシー</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 234,528百万円</p> <p>2 当連結会計年度において、国庫補助金等により資産を取得した場合の圧縮記帳の適用により取得価額から直接控除した圧縮記帳額は181百万円であります。 なお、国庫補助金等による圧縮記帳累計額は681百万円であります。</p> <p>3 保証債務(銀行借入の保証)</p> <p>知多メディアスネットワーク(株) 402百万円</p> <p>ケンタッキー アドバンスト 1百万円</p> <p>フォージ エルエルシー</p> <p>4 受取手形 裏書譲渡高 48百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>給与手当及び福利費 3,834</p> <p>退職給付費用 211</p> <p>役員賞与引当金繰入額 100</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 106</p>

当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">(百万円)</p> <p>給与手当及び福利費 2,001</p> <p>退職給付費用 98</p> <p>役員賞与引当金繰入額 50</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 61</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	
	(百万円)
現金及び預金勘定	22,025
有価証券	244
計	22,270
預入期間が3か月を超える定期預金	171
現金及び現金同等物	22,099

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 198,866千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,664千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 122百万円

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	981	5	平成20年3月31日	平成20年6月23日	利益剰余金

(2)基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	981	5	平成20年9月30日	平成20年11月20日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

区分	鋼材 (百万円)	鍛造品 (百万円)	電磁品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	39,562	25,727	974	1,171	67,435	-	67,435
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,507	-	-	802	10,310	10,310	-
計	49,069	25,727	974	1,974	77,745	10,310	67,435
営業利益又は営業損失( )	2,677	747	516	69	2,978	28	2,950

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

区分	鋼材 (百万円)	鍛造品 (百万円)	電磁品 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	77,393	50,574	2,034	1,902	131,905	-	131,905
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	17,165	-	-	1,633	18,798	18,798	-
計	94,558	50,574	2,034	3,535	150,703	18,798	131,905
営業利益又は営業損失( )	2,626	1,887	992	65	3,586	100	3,686

(注) 1 事業の区分は、製品および役務の種類、性質により区分しております。

2 各事業区分の主要製品および役務

- ・鋼材.....特殊鋼鋼材、鋼材二次加工品、金型加工品
- ・鍛造品.....型打鍛造品
- ・電磁品.....電子機能材料・部品、磁石応用製品
- ・その他.....コンピュータソフト開発、物品販売・緑化・介護

3 会計処理方法の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品及び仕掛品については主として総平均法による原価法、原材料のうち鉄屑及び合金鉄については移動平均法による低価法、原材料(鉄屑及び合金鉄を除く)及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法によって算定しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、製品及び仕掛品については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)、原材料及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法)により算定しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、鋼材事業において271百万円減少しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益又は営業損失に与える影響はありません。

#### 4 追加情報

##### 有形固定資産の耐用年数の変更

「追加情報」1.に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比較して、鋼材事業において当第2四半期連結累計期間の営業利益が28百万円減少、鍛造品事業において同営業利益が493百万円減少、電磁品事業において同営業損失が14百万円増加、その他事業において同営業利益が0百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

区分	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	59,723	2,639	319	4,753	67,435	-	67,435
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,530	-	-	1	2,531	2,531	-
計	62,254	2,639	319	4,754	69,967	2,531	67,435
営業利益又は営業損失（ ）	2,351	297	26	381	3,004	54	2,950

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

区分	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	116,361	5,256	722	9,564	131,905	-	131,905
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,398	-	-	1	4,399	4,399	-
計	120,759	5,256	722	9,566	136,304	4,399	131,905
営業利益又は営業損失（ ）	2,260	417	27	937	3,587	99	3,686

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2 本邦以外の区分に属する国

北米.....アメリカ

欧州.....ドイツ、チェコ

アジア.....フィリピン、タイ、中国、インドネシア、台湾

3 会計処理方法の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1(1)に記載のとおり、通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、製品及び仕掛品については主として総平均法による原価法、原材料のうち鉄屑及び合金鉄については移動平均法による低価法、原材料（鉄屑及び合金鉄を除く）及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法によって算定しておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、製品及び仕掛品については主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）、原材料及び貯蔵品については主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）により算定しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、日本において271百万円減少しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1(2)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益又は営業損失に与える影響はありません。

#### 4 追加情報

##### 有形固定資産の耐用年数の変更

「追加情報」1.に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、有形固定資産の耐用年数を見直した結果、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部について耐用年数を変更しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比較して、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、日本において536百万円減少しております。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

区分	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	2,938	352	7,425	125	10,841
連結売上高（百万円）					67,435
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	4.4	0.5	11.0	0.2	16.1

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

区分	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	5,955	839	14,792	317	21,905
連結売上高（百万円）					131,905
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	4.5	0.6	11.2	0.2	16.6

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度により区分しております。

2 各区分に属する主な国又は地域

北米.....アメリカ

欧州.....ドイツ、オランダ、スイス 他

アジア.....タイ、中国、インドネシア 他

その他.....大洋州 他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

1. 当第2四半期連結会計期間に付与したストックオプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役15名、当社参与13名、当社従業員25名
株式の種類及び付与数	普通株式 455,000株
付与日	平成20年8月1日
権利確定条件	新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与又は従業員の地位にあること。 ただし、任期満了又は辞任による退任及び定年退職又は転籍の場合は、退任又は退職後1年間は新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	2年間 (平成20年8月1日～平成22年7月31日)
権利行使期間	5年間 (平成22年8月1日～平成27年7月31日)
権利行使価格(円)	482
付与日における公正な評価単価(円)	109



( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成20年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 616.37円	1 株当たり純資産額 624.49円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 2 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自平成20年 7 月 1 日 至平成20年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 11.22円	1 株当たり四半期純利益金額 7.97円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 10.15円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 7.21円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自平成20年 7 月 1 日 至平成20年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (百万円)	2,200	1,563
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	2,200	1,563
普通株式の期中平均株式数 (千株)	196,201	196,202
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (百万円)	1	0
(うち社債管理手数料 (税額相当額控除後))	(1)	(0)
普通株式増加数 (千株)	20,833	20,833
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

2 【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....981百万円

(ロ) 1 株当たりの金額..... 5 円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成20年11月20日

(注) 平成20年 9 月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

愛知製鋼株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山本 房弘 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大場 康史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている愛知製鋼株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、愛知製鋼株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。追記情報

1. 会計処理基準に関する事項の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用している。
2. 追加情報に記載のとおり、会社及び国内連結子会社は、第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部について耐用年数を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。